

田辺市エネルギー価格等高騰対策 事業継続支援金

【申請手引き】

目 次

1	目 的	1
2	対 象 者	1
3	申 請 要 件	1
4	支給対象経費	1
5	支 給 額	2
6	提 出 書 類	6
	【1】 個人事業主のうち青色申告者	6
	【2】 個人事業主のうち白色申告者	7
	【3】 個人事業主のうち市民税・県民税申告者	8
	【4】 法人	9
7	記 載 例	10
	【1】 田辺市エネルギー価格等高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書(市様式1)	10
	【2】 宣誓書(市様式2)	11
	【3】 電気料金及びガス料金増額相当分支給額計算書(市様式3)	12
	【4】 【事業所用】 電気料金増額相当分計算書(市様式4-(1))	13
	【5】 【事業所兼自宅(家庭)用】 電気料金増額相当分計算書(市様式4-(2))	14
	【6】 各事業所の電気料金一覧表(市様式4-(3))	15
	【7】 【事業所用】 ガス料金増額相当分計算書(市様式5-(1))	16
	【8】 【事業所兼自宅(家庭)用】 ガス料金増額相当分計算書(市様式5-(2))	17
	【9】 各事業所のガス料金一覧表(市様式5-(3))	18
8	申請手続き	19

1 目的

エネルギー価格等高騰の影響を大きく受けた市内事業者の事業継続を支援するため、事業活動にかかる事業所の電気料金及びガス料金の増額分相当の一部を補助する。

2 対象者

田辺市内に事業所・店舗等を有する中小企業者（法人・個人事業主）

【中小企業者の定義】

業 種	中小企業基本法	
	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
うち、旅館業		200人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

- ※ 社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、漁業協同組合等）、有限責任事業組合、収益事業を行っているみなし法人等は「①その他の業種」に含めます。
- ※ 農林漁業者は除く。

3 申請要件：次の（１）～（６）の要件をすべて満たす事業者が対象

- (1) 令和4年11月1日時点において、市内で事業を営み、今後も継続して事業を行う予定であること。
- (2) 市区町村税（住民税・法人市民税、固定資産税、軽自動車税等）及び国民健康保険にかかる税を完納していること。（徴収猶予等の特例有り）
- (3) 法人については田辺市に法人市民税の納税義務があること。
- (4) 政治団体、宗教上の組織または団体でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業受託営業を行う事業者でないこと。
- (6) 田辺市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

4 支給対象経費

市内の事業所で発生した令和4年7月分から9月分までの3か月間の電気料金（消費税及び地方消費税を除く）の合計に20%を乗じた金額と、同じく令和4年7月分から9月分までの3か月間のガス料金（消費税及び地方消費税を除く）の合計に10%を乗じた金額との合計額から1,000円未満を除した金額を支給額として交付する。

ただし、事業所分と家庭分の電気料金を一括して支払っている場合、事業所分と家庭分のガス料金を一括して支払っている場合は、それぞれの確定申告時と同様に事業所分の電気料金、ガス料金相当額を支給の対象とし、最大で支給額の1/2を上限額とする。

5 支給額

支給上限額は1事業者50万円までとする。

ただし、市内に複数の事業所等を有する場合は、それぞれの電気料金とガス料金とを合算して交付申請する。

支給額の計算方法

【電気料金】

- ・事業所分のみ支払っている場合
令和4年7月分、8月分、9月分の3か月間の電気料金(消費税及び地方消費税を除く)の合計×20%＝支給額(50万円を上限)
- ・事業所分と自宅(家庭)分を一括して支払っている場合
令和4年7月分、8月分、9月分の3か月間の電気料金(消費税及び地方消費税を除く)のうち事業所分の電気料金(各月の支払い額の2分の1を上限)の合計×20%＝支給額(50万円を上限)

【ガス料金】

- ・事業所分のみ支払っている場合
令和4年7月分、8月分、9月分の3か月間のガス料金(消費税及び地方消費税を除く)の合計×10%＝支給額(50万円を上限)
- ・事業所分と自宅(家庭)分を一括して支払っている場合
令和4年7月分、8月分、9月分の3か月間のガス料金(消費税及び地方消費税を除く)のうち事業所分のガス料金(各月の支払い額の2分の1を上限)の合計×10%＝支給額(50万円を上限)

下記及び3ページから5ページの計算例を参考に支給額を計算してください。
なお、計算過程で発生する小数点未満の金額については切り捨てとなります。

【計算例1】事業所分として電気料金及びガス料金を支払っている場合

<電気料金(消費税及び地方消費税抜き)>

7月 電気料金：452,809円

8月 電気料金：359,150円

9月 電気料金：399,560円

3か月合計＝1,211,519円
3か月合計×20%＝242,303円
※小数点未満切り捨て

<ガス料金(消費税及び地方消費税抜き)>

7月 ガス料金：100,511円

8月 ガス料金：65,535円

9月 ガス料金：85,547円

3か月合計＝251,593円
3か月合計×10%＝25,159円
※小数点未満切り捨て

242,303円＋25,159円＝267,462円

「267,462円」の千円未満を切り捨て⇒支給額は「**267,000円**」となる。

【計算例 2】 事業所分と自宅(家庭)分の電気料金及びガス料金を一括して支払っている場合

[1] 事務所及び自宅(家庭)で発生した電気料金及びガス料金

<電気料金(消費税及び地方消費税抜き)>

7月	電気料金：349,269円
8月	電気料金：287,428円
9月	電気料金：317,916円

<ガス料金(消費税及び地方消費税抜き)>

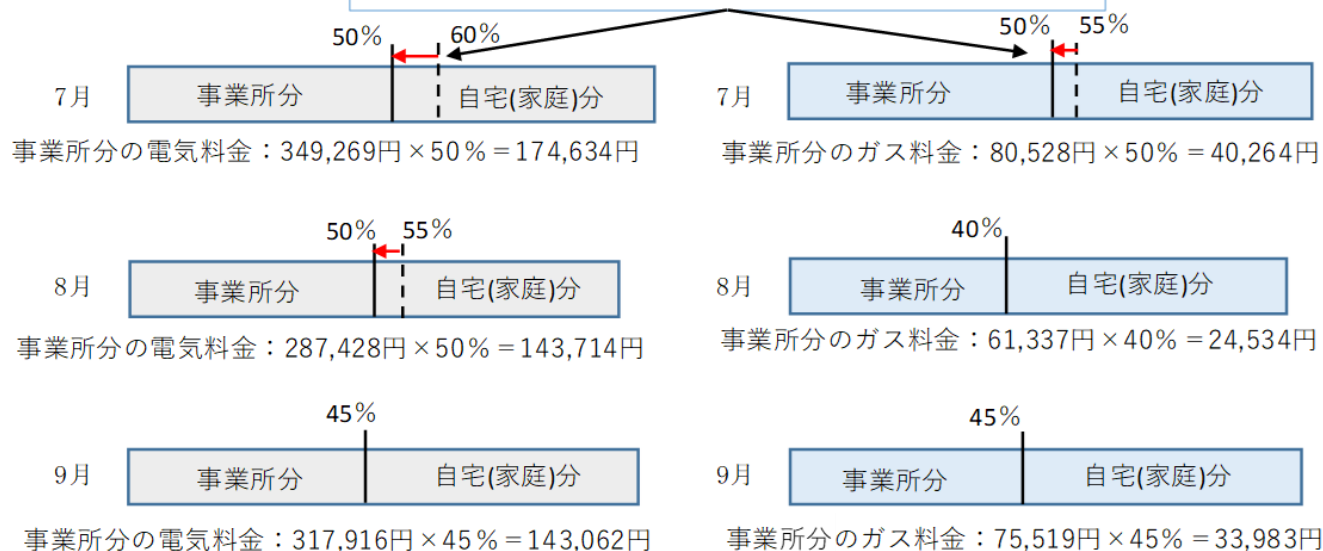
7月	ガス料金：80,528円
8月	ガス料金：61,337円
9月	ガス料金：75,519円

[2] [1]のうち事業所分の電気料金及びガス料金

※事業所分の金額が月ごとの支払い額の2分の1(50%)を超える場合、2分の1(50%)を上限として計算します。

月ごとの電気料金のうち事業所分が占める割合が7月分60%、8月分55%、9月分45%の場合
 月ごとのガス料金のうち事業所分が占める割合が7月分55%、8月分40%、9月分45%の場合

事業所分の電気料金及びガス料金が50%を超えているので
 上限である2分の1(50%)となります。



3か月合計 = 461,410円
3か月合計 × 20% = 92,282円
 ※小数点未満切り捨て

3か月合計 = 98,781円
3か月合計 × 10% = 9,878円
 ※小数点未満切り捨て

92,282円 + 9,878円 = 102,160円
 「102,160円」の千円未満を切り捨て ⇒ **支給額は「102,000円」となる。**

【計算例3】 電気料金については事業所分と自宅(家庭)分を一括して支払い、ガス料金については事業所分のみ支払っている場合

[1] 事務所及び自宅(家庭)で発生した電気料金及びガス料金

<電気料金(消費税及び地方消費税抜き)>

7月	電気料金：310,571円
8月	電気料金：261,567円
9月	電気料金：298,374円

<ガス料金(消費税及び地方消費税抜き)>

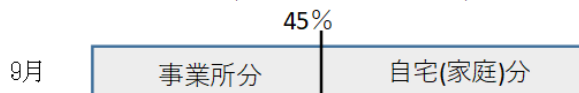
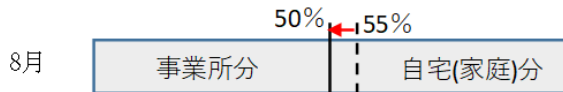
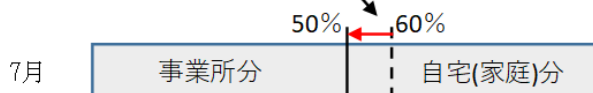
7月	ガス料金：450,528円
8月	ガス料金：410,337円
9月	ガス料金：432,519円

[2] [1]のうち事業所分の電気料金

※事業所分の金額が月ごとの支払い額の2分の1(50%)を超える場合、2分の1(50%)を上限として計算します。

月ごとの電気料金のうち事業所分が占める割合が7月分60%、8月分55%、9月分45%の場合

事業所分の電気料金が50%を超えているので、上限である2分の1(50%)となります。



3か月合計 = 420,336円
3か月合計 × 20% = 84,067円
 ※小数点未満切り捨て

3か月合計 = 1,293,384円
3か月合計 × 10% = 129,338円
 ※小数点未満切り捨て

84,067円 + 129,338円 = 213,405円

「213,405円」の千円未満を切り捨て ⇒ **支給額は「213,000円」となる。**

【計算例4】 電気料金については事業所分のみ支払い、ガス料金については事業所分と自宅(家庭)分を一括して支払っている場合

[1] 事務所及び自宅(家庭)で発生した電気料金及びガス料金

<電気料金(消費税及び地方消費税抜き)>

7月	電気料金：451,381円
8月	電気料金：402,483円
9月	電気料金：421,199円

<ガス料金(消費税及び地方消費税抜き)>

7月	ガス料金：231,891円
8月	ガス料金：209,714円
9月	ガス料金：221,656円

[2] [1]のうち事業所分の電気料金

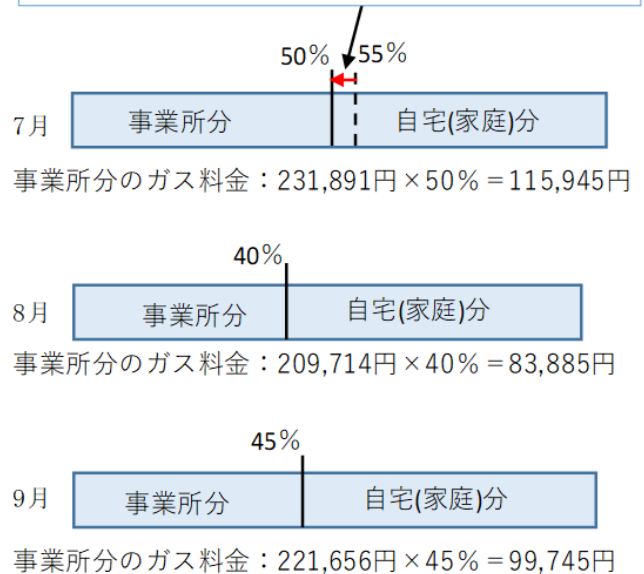
※電気料金は事業所分のみであるためそのまま計算します。

[2] [1]のうち事業所分のガス料金

※事業所分の金額が月ごとの支払い額の2分の1(50%)を超える場合、2分の1(50%)を上限として計算します。

月ごとのガス料金のうち事業所分が占める割合が7月分55%、8月分40%、9月分45%の場合

事業所分のガス料金が50%を超えているので、上限である2分の1(50%)となります。



3か月合計 = 1,275,063円
 3か月合計 × 20% = 255,012円
 ※小数点未満切り捨て

3か月合計 = 299,575円
 3か月合計 × 10% = 29,957円
 ※小数点未満切り捨て

255,012円 + 29,957円 = 284,969円
 「284,969円」の千円未満を切り捨て ⇒ 支給額は「284,000円」となる。

6 提出書類

【1】個人事業主のうち青色申告者

提出書類		
<input type="checkbox"/>	田辺市エネルギー価格等高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書(市様式1)	
<input type="checkbox"/>	宣誓書(市様式2)	
<input type="checkbox"/>	電気料金及びガス料金増額相当分支給額計算書(市様式3)	
<input type="checkbox"/>	<p>電気料金増額相当分を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆【事業所用】電気料金増額相当分計算書(市様式4-(1)) ◆【事業所兼自宅(家庭)用】電気料金増額相当分計算書(市様式4-(2)) ◆各事業所の電気料金一覧表(市様式4-(3)) ※事業所が1か所の場合は提出不要 <p>ガス料金増額相当分を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆【事業所用】ガス料金増額相当分計算書(市様式5-(1)) ◆【事業所兼自宅(家庭)用】ガス料金増額相当分計算書(市様式5-(2)) ◆各事業所のガス料金一覧表(市様式5-(3)) ※事業所が1か所の場合は提出不要 	
<input type="checkbox"/>	<p>確定申告書</p> <p>※受付印または電子申告の受信通知があるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和3年分の所得税確定申告書Bの第一表の控えの写し ◆令和3年分の所得税青色申告決算書の1、2ページ目の写し
<input type="checkbox"/>	<p>電気料金の明細</p> <p>ガス料金の明細</p>	<p>電気料金増額相当分を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業所の電気料金の明細の写し <p>ガス料金増額相当分を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業所のガス料金の明細の写し
<input type="checkbox"/>	<p>本人確認証明書の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業主の本人確認証明書の写し (マイナンバーカードまたは運転免許証等)
<input type="checkbox"/>	<p>田辺市内で事業を営んでいることがわかる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆以下のいずれかの書類 営業許可証、開業届、事業開始等申告書、ホームページの画面など ※市内に複数の事業所を有する場合は、それぞれの事業所ごとに書類が必要です。
<input type="checkbox"/>	<p>通帳の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆振込先の通帳の写し(通帳を開いた1、2ページ目) ※申請者の口座名義であること。
<input type="checkbox"/>	<p>完納証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆市外に住所を有する方及び令和2年1月2日以降に転入された方については、住所地または前住所地の市区町村税の完納証明書(国民健康保険税含む)が必要となります。

【2】 個人事業主のうち白色申告者

提出書類		
<input type="checkbox"/>	田辺市エネルギー価格等高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書(市様式1)	
<input type="checkbox"/>	宣誓書(市様式2)	
<input type="checkbox"/>	電気料金及びガス料金増額相当分支給額計算書(市様式3)	
<input type="checkbox"/>	<p>電気料金増額相当分を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆【事業所用】電気料金増額相当分計算書(市様式4-(1)) ◆【事業所兼自宅(家庭)用】電気料金増額相当分計算書(市様式4-(2)) ◆各事業所の電気料金一覧表(市様式4-(3)) ※事業所が1か所の場合は提出不要 <p>ガス料金増額相当分を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆【事業所用】ガス料金増額相当分計算書(市様式5-(1)) ◆【事業所兼自宅(家庭)用】ガス料金増額相当分計算書(市様式5-(2)) ◆各事業所のガス料金一覧表(市様式5-(3)) ※事業所が1か所の場合は提出不要 	
<input type="checkbox"/>	<p>確定申告書</p> <p>※受付印または電子申告の受信通知があるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和3年分の所得税確定申告書Bの第一表の控えの写し ◆令和3年分の収支内訳書の1、2ページ目の写し
<input type="checkbox"/>	<p>電気料金の明細</p> <p>ガス料金の明細</p>	<p>電気料金増額相当分を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業所の電気料金の明細の写し <p>ガス料金増額相当分を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業所のガス料金の明細の写し
<input type="checkbox"/>	<p>本人確認証明書の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業主の本人確認証明書の写し (マイナンバーカードまたは運転免許証等)
<input type="checkbox"/>	<p>田辺市内で事業を営んでいることがわかる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆以下のいずれかの書類 営業許可証、開業届、事業開始等申告書、ホームページの画面など ※市内に複数の事業所を有する場合は、それぞれの事業所ごとに書類が必要です。
<input type="checkbox"/>	<p>通帳の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆振込先の通帳の写し(通帳を開いた1、2ページ目) ※申請者の口座名義であること。
<input type="checkbox"/>	<p>完納証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆市外に住所を有する方及び令和2年1月2日以降に転入された方については、住所地または前住所地の市区町村税の完納証明書(国民健康保険税含む)が必要となります。

【3】 個人事業主のうち市民税・県民税申告者

提出書類		
<input type="checkbox"/>	田辺市エネルギー価格等高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書(市様式1)	
<input type="checkbox"/>	宣誓書(市様式2)	
<input type="checkbox"/>	電気料金及びガス料金増額相当分支給額計算書(市様式3)	
<input type="checkbox"/>	<p>電気料金増額相当分を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆【事業所用】電気料金増額相当分計算書(市様式4-(1)) ◆【事業所兼自宅(家庭)用】電気料金増額相当分計算書(市様式4-(2)) ◆各事業所の電気料金一覧表(市様式4-(3)) ※事業所が1か所の場合は提出不要 <p>ガス料金増額相当分を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆【事業所用】ガス料金増額相当分計算書(市様式5-(1)) ◆【事業所兼自宅(家庭)用】ガス料金増額相当分計算書(市様式5-(2)) ◆各事業所のガス料金一覧表(市様式5-(3)) ※事業所が1か所の場合は提出不要 	
<input type="checkbox"/>	<p>申告書</p> <p>※受付印があるもの</p>	◆令和4年度分の市民税・県民税申告書の両面の写し
<input type="checkbox"/>	<p>電気料金の明細</p> <p>ガス料金の明細</p>	<p>電気料金増額相当分を申請する場合</p> <p>◆事業所の電気料金の明細の写し</p> <p>ガス料金増額相当分を申請する場合</p> <p>◆事業所のガス料金の明細の写し</p>
<input type="checkbox"/>	<p>本人確認証明書の写し</p>	◆事業主の本人確認証明書の写し (マイナンバーカードまたは運転免許証等)
<input type="checkbox"/>	<p>田辺市内で事業を営んでいることがわかる書類</p>	<p>◆以下のいずれかの書類 営業許可証、開業届、事業開始等申告書、ホームページの画面など</p> <p>※市内に複数の事業所を有する場合は、それぞれの事業所ごとに書類が必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>通帳の写し</p>	<p>◆振込先の通帳の写し(通帳を開いた1、2ページ目)</p> <p>※申請者の口座名義であること。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>完納証明書</p>	◆市外に住所を有する方及び令和2年1月2日以降に転入された方については、住所地または前住所地の市区町村税の完納証明書(国民健康保険税含む)が必要となります。

【4】法人

提出書類	
<input type="checkbox"/>	田辺市エネルギー価格等高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書（市様式1）
<input type="checkbox"/>	宣誓書（市様式2）
<input type="checkbox"/>	電気料金及びガス料金増額相当分支給額計算書（市様式3）
<input type="checkbox"/>	<p>電気料金増額相当分を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆【事業所用】電気料金増額相当分計算書（市様式4-（1）） ◆【事業所兼自宅(家庭)用】電気料金増額相当分計算書（市様式4-（2）） ◆各事業所の電気料金一覧表（市様式4-（3））※事業所が1か所の場合は提出不要 <p>ガス料金増額相当分を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆【事業所用】ガス料金増額相当分計算書（市様式5-（1）） ◆【事業所兼自宅(家庭)用】ガス料金増額相当分計算書（市様式5-（2）） ◆各事業所のガス料金一覧表（市様式5-（3））※事業所が1か所の場合は提出不要
<input type="checkbox"/>	<p>確定申告書 ※受付印または電子申告の受信通知があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆直近の事業年度に係る法人税確定申告書別表一の控えの写し ◆直近の事業年度に係る法人事業概況説明書の1、2ページ目の写し
<input type="checkbox"/>	<p>電気料金の明細 ガス料金の明細</p> <p>電気料金増額相当分を申請する場合 ◆事業所の電気料金の明細の写し</p> <p>ガス料金増額相当分を申請する場合 ◆事業所のガス料金の明細の写し</p>
<input type="checkbox"/>	<p>田辺市内で事業を営んでいることがわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆以下のいずれかの書類 市町村民税の確定申告書の控え、定款、営業許可証、会社案内、ホームページの画面 など ※市内に複数の事業所を有する場合は、それぞれの事業所ごとに書類が必要です。
<input type="checkbox"/>	<p>通帳の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆振込先の通帳の写し（通帳を開いた1、2ページ目） ※法人の口座名義であること

7 記載例

【1】 田辺市エネルギー価格等高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書（市様式1）

記載例

市様式 1

田辺市エネルギー価格等高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書

令和 4年11月25日

田辺市長 宛て

個人の場合は住所
法人の場合は本社所在地

個人の場合は代表者印
法人の場合は法人印

会社名または屋号

申請後の内容を確認する場合の問い合わせ先となります。

田辺市外の場合は当該住所地の市区町村の完納証明書を提出してください。

申請者住所	田辺市新屋敷町1番地		
申請事業者名	田辺センター		
代表者名	田辺 太郎	(印)	
連絡先	TEL: 090-000-000	FAX: 0000-00-0000	
	E-mail: xxxxxxxx@0000.△△△		
令和2年1月1日時点の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上のため省略します		

田辺市エネルギー価格等高騰対策事業継続支援金の交付を受けたいので、田辺市エネルギー価格等高騰対策事業継続支援金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

支援金交付申請額及び請求額	2 5 0 , 0 0 0 円
---------------	-----------------

「支給額計算書（市様式3）」で算出した金額を記入してください。

振込口座

金融機関名	〇〇	銀行・信金 労金・農協 信漁連	支店名等	〇〇	支店 支所
預貯金種別	1 普通 2 当座	口座番号 (右詰めで記入)	〇	〇	〇
フリガナ	タナベ タロウ				
口座名義	田辺 太郎				

法人の場合は申請事業者名と、個人事業主の場合は代表者名と一致すること。

市使用欄

受付	審査	台帳		
		データ入力	突合①	突合②
<input type="checkbox"/> 本庁				
<input type="checkbox"/> 行政局				
<input type="checkbox"/> 郵送				

【2】宣誓書（市様式2）

市様式2

記載例

田辺市長 宛て

宣 誓 書

当社（私）は、田辺市エネルギー価格等高騰対策事業継続支援金（以下「支援金」という。）の交付申請に当たり、下記の内容について、宣誓します。

- 1 支援金の制度内容を理解し、申請要件を満たしたうえで申請書を提出します。
- 2 令和4年11月1日時点において、田辺市内で事業を営んでおり、申請日以後も事業を継続する意思があります。
- 3 申請書類等の内容に虚偽はありません。また、虚偽が判明した場合には、原因の如何を問わず、支援金の交付の取消、及び交付後にあっては支援金の返還等に異議なく応じます。
- 4 田辺市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 支援金に関する審査の範囲内において、当社（私）の税情報に関する照会・調査に同意します。
- 6 支援金を暴力団の活動に使用しません。
- 7 支援金の交付の対象となる事業により、暴力団に対し利益を供与することはありません。

令和 4年 11月 25日

事業者名 田辺センター

代表者印

代表者本人が署名してください。

代表者名
(本人署名) 田辺 太郎

印

【3】電気料金及びガス料金増額相当分支給額計算書（市様式3）

市様式3

【取りまとめ表】

電気料金及びガス料金増額相当分支給額計算書

- 【1】電気料金の増額相当分を記載してください。電気料金の明細が事業所分のみの場合には別紙の市様式4-(1)に記載し、算定結果を「A'」に転記してください。電気料金の明細が事業所兼自宅(家庭)分の場合には別紙の市様式4-(2)に記載し、算定結果を「B'」に転記してください。

事業所における電気料金の増額相当分		
A'	104,573	円
市様式4-(1)の【3】の電気料金増額相当分を転記		
B'	60,249	円
市様式4-(2)の【4】の電気料金増額相当分を転記		

別紙の市様式4-(1)の【3】の金額と一致すること。

別紙の市様式4-(2)の【4】の金額と一致すること。

- 【2】ガス料金の増額相当分を記載してください。ガス料金の明細が事業所分のみの場合には別紙の市様式5-(1)に記載し、算定結果を「C'」に転記してください。ガス料金の明細が事業所兼自宅(家庭)分の場合には別紙の市様式5-(2)に記載し、算定結果「D'」に転記してください。

事業所におけるガス料金の増額相当分		
C'	55,991	円
市様式5-(1)の【3】のガス料金増額相当分を転記		
D'	29,869	円
市様式5-(2)の【4】のガス料金増額相当分を転記		

別紙の市様式5-(1)の【3】の金額と一致すること。

別紙の市様式5-(2)の【4】の金額と一致すること。

- 【3】 $A' + B' + C' + D' =$ 合計額

$A' + B' + C' + D' =$	250,682	円
-----------------------	---------	---

支給額	250,000	円
-----	---------	---

金額は千円未満を切り捨てて記載してください。
金額が50万円を超える場合は50万円が支給額となります。

※1 合計額から千円未満切り捨ててください。

※2 支給額は50万円が上限となります。

【4】 【事業所用】 電気料金増額相当分計算書（市様式4-(1)）

市様式4-(1)

【事業所用】

【事業所用】電気料金増額相当分計算書

【1】 事業所の所在地

主たる事業所の所在地を記載してください。

田辺市	新屋敷町〇〇番地
-----	----------

【2】 事業所で発生した電気料金（消費税及び地方消費税抜き）

対象月	電気料金(消費税及び地方消費税抜き)	単位	注意事項
7月	176,239	円	※ 事業所の電気料金の明細に記載している金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。 ※ 複数の事業所を有する場合は、市様式4-(3)に記載し、合計額と一致すること。
8月	177,638	円	
9月	168,988	円	
合計(A)	522,865	円	

事業所が1か所の場合は、各月の電気料金の明細から消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。

複数の事業所を有する場合は、別紙の市様式4-(3)の各月の合計と一致すること。

【3】 電気料金増額相当分計算

$A \times 20\% = A'$ (電気料金増額相当分)

A'	104,573	円
----	---------	---

※小数点未満切り捨て

算定結果の「A'」を市様式3の「A'」に転記して支給額を計算してください。

小数点未満切り捨てし、市様式3の「A'」に転記してください。

【5】 【事業所兼自宅(家庭)用】電気料金増額相当分計算書 (市様式4-(2))

市様式4-(2)

【事業所兼自宅(家庭)用】

【事業所兼自宅(家庭)用】電気料金増額相当分計算書

【1】事業所兼自宅(家庭)の所在地

田辺市	新屋敷町xxx番地
-----	-----------

事業所兼自宅(家庭)の所在地を記載してください。

【2】事業所及び自宅(家庭)で発生した電気料金(消費税及び地方消費税抜き)

対象月	電気料金(消費税及び地方消費税抜き)		各月の電気料金の明細から消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。
7月	215,866	円	※事業所兼自宅(家庭)の電気料金の明細に記載している金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。
8月	202,744	円	
9月	200,339	円	

【3】【2】のうち事業所分の電気料金(消費税及び地方消費税抜き)

対象月	事業所分の電気料金(消費税及び地方消費税抜き)		注意事項
7月	102,458	円	※各月の電気料金のうち事業所分の電気料金を記載すること。 ※各月の事業所分の電気料金が支払い額の2分の1を超える場合は2分の1の金額を記載すること。
	※7月分の電気料金の2分の1が上限		
8月	101,372	円	
	※8月分の電気料金の2分の1が上限		
9月	97,415	円	各月の電気料金の支払額から事業所分の電気料金を記載してください。 ただし、事業所分の電気料金が各月の電気料金の支払額の2分の1を超える場合は2分の1の金額を記載してください。
	※9月分の電気料金の2分の1が上限		
合計(B)	B 301,245	円	

【4】電気料金増額相当分計算

$$B \times 20\% = B' \text{ (電気料金増額相当分)}$$

B'	60,249	円	※小数点未満切り捨て
----	--------	---	------------

算定結果の「B'」を市様式3の「B'」に転記して支給額を計算してください。

小数点未満切り捨てし、市様式3の「B'」に転記してください。

【6】各事業所の電気料金一覧表（市様式4-(3)）

市様式4-(3)

各事業所の電気料金一覧表

No	対象月	電気料金(消費税及び地方消費税抜き)	事業所の所在地
1	7月	51,735	田辺市新屋敷町〇〇番地
	8月	51,991	
	9月	49,111	
2	7月	31,912	田辺市龍神村西〇〇番地
	8月	30,339	
	9月	29,029	
3	7月	31,918	田辺市中辺路町栗栖川〇〇番地
	8月	29,815	
	9月	30,917	
4	7月	29,854	田辺市鮎川〇〇番地
	8月	31,118	
	9月	29,158	
5	7月	30,820	田辺市本宮町本宮〇〇番地
	8月	34,375	
	9月	30,773	
計	7月合計	176,239	各月ごとの合計を記載し、市様式4-(1)の【2】に転記してください。
	8月合計	177,638	
	9月合計	168,988	

電気料金の明細書に記載されている各事業所の所在地を記載してください。

- ※1 市内に複数の事業所を有する場合のみ提出が必要となります。
- ※2 各月の電気料金の合計を市様式4-(1)の【2】に転記してください。

【7】 【事業所用】 ガス料金増額相当分計算書（市様式5-(1)）

市様式5-(1)

【事業所用】

【事業所用】ガス料金増額相当分計算書

【1】 事業所の所在地

田辺市	新屋敷町〇〇番地
-----	----------

【2】 事業所で発生したガス料金(消費税及び地方消費税抜き)

主たる事業所の所在地を記載してください。

対象月	ガス料金(消費税及び地方消費税抜き)	円	注意事項
7月	192,156	円	※事業所のガス料金の明細に記載している金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。 ※複数の事業所を有する場合は、市様式5-(3)に記載し、合計額と一致すること。 事業所が1か所の場合は、各月のガス料金の明細から消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。 複数の事業所を有する場合は、別紙の市様式5-(3)の各月の合計と一致すること。
8月	195,365	円	
9月	172,389	円	
合計(C)	559,910	円	

【3】 ガス料金増額相当分計算

$$C \times 10\% = C' \text{ (ガス料金増額相当分)}$$

C'	55,991	円
----	--------	---

※小数点未満切り捨て

算定結果の「C'」を市様式3の「C'」に転記して支給額を計算してください。

小数点未満切り捨てし、市様式3の「C'」に転記してください。

【8】 【事業所兼自宅(家庭)用】 ガス料金増額相当分計算書 (市様式5-(2))

市様式5-(2)

【事業所兼自宅(家庭)用】

【事業所兼自宅(家庭)用】ガス料金増額相当分計算書

【1】 事業所兼自宅(家庭)の所在地

事業所兼自宅(家庭)の所在地を記載してください。

田辺市	新屋敷町xxx番地
-----	-----------

【2】 事業所及び自宅(家庭)で発生したガス料金(消費税及び地方消費税抜き)

対象月	ガス料金(消費税及び地方消費税抜き)		各月のガス料金の明細から消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。
7月	205,299	円	※事業所兼自宅(家庭)のガス料金の明細に記載している金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。
8月	223,008	円	
9月	178,044	円	

【3】 【2】のうち事業所分のガス料金(消費税及び地方消費税抜き)

対象月	事業所分のガス料金(消費税及び地方消費税抜き)		注意事項
7月	102,639	円	※各月のガス料金のうち事業所分のガス料金を記載すること。 ※各月の事業所分のガス料金が支払い額の2分の1を超える場合は2分の1の金額を記載すること。
	※7月分のガス料金の2分の1が上限		
8月	107,029	円	
	※8月分のガス料金の2分の1が上限		
9月	89,022	円	各月のガス料金の支払額から事業所分のガス料金を記載してください。 ただし、事業所分のガス料金が各月のガス料金の支払額の2分の1を超える場合は2分の1の金額を記載してください。
	※9月分のガス料金の2分の1が上限		
合計(D)	D 298,690	円	

【4】 ガス料金増額相当分計算

$$D \times 10\% = D' \text{ (ガス料金増額相当分)}$$

D'	29,869	円	※小数点未満切り捨て
----	--------	---	------------

算定結果の「D'」を市様式3の「D'」に転記して支給額を計算してください。

小数点未満切り捨てし、市様式3の「D'」に転記してください。

【9】各事業所のガス料金一覧表（市様式5-(3)）

市様式5-(3)

各事業所のガス料金一覧表

No	対象月	ガス料金(消費税及び地方消費税抜き)	事業所の所在地
1	7月	40,431	田辺市新屋敷町〇〇番地
	8月	40,998	
	9月	37,191	
2	7月	38,118	田辺市龍神村西〇〇番地
	8月	39,003	
	9月	35,198	
3	7月	39,158	田辺市中辺路町栗栖川〇〇番地
	8月	39,229	
	9月	34,082	
4	7月	36,597	田辺市鮎川〇〇番地
	8月	36,522	
	9月	33,695	
5	7月	37,852	田辺市本宮町本宮〇〇番地
	8月	39,613	
	9月	32,744	
計	7月合計	192,156	各月ごとの合計を記載し、市様式5-(1)の【2】に転記してください。
	8月合計	195,365	
	9月合計	172,910	

- ※1 市内に複数の事業所を有する場合のみ提出が必要となります。
 ※2 各月のガス料金の合計を市様式5-(1)の【2】に転記してください。

8 申請手続き

<申請書類の取得方法>

申請書等については、商工振興課、各行政局産業建設課または田辺市ホームページより取得できます。

申請書の郵送を希望される場合は、商工振興課まで（TEL0739-26-9970）ご連絡ください。

<申請方法>

申請については、以下の方法により申請できます。

(1) 郵送で申請する場合

郵送で申請される場合は、簡易書留等の追跡ができる方法により申請書及び添付書類を商工振興課までご送付ください。

なお、申請内容や添付書類に不備がある場合は、後日、ご連絡させていただきますので、ご了承ください。

また、提出書類については、ホッチキス止めをしないようお願いします。

◎郵送先

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地 商工振興課 宛

(2) 特設窓口で申請する場合（完全予約制）

円滑な申請受付業務とするため、完全予約制となりますので、事前に電話にて申請日時を予約してください。

① 特設窓口予約連絡先

TEL 0739-33-7796

予約受付時間 8:30～17:15

（土日祝日及び令和4年12月29日（木）～令和5年1月3日（火）までを除く）

② 特設窓口（申請会場）

予約日時に申請書及び添付書類を持参の上、直接、申請会場までお越しください。

場所：田辺市新屋敷町1番地 市本庁舎 別館 3階大会議室

開設時間：9:00～17:30

※申請書類の確認作業等に時間を要するため、予約時間よりも申請手続の開始時間が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。

駐車場：市役所の有料駐車場（1時間無料）をご利用ください。

※各行政局でも申請できますので、事前に各行政局の産業建設課までお問合せください。

<申請期間>

令和4年11月18日（金）～令和5年1月31日（火）

※郵送の場合は、令和5年1月31日（火）の消印有効です。

<支払方法>

申請書類等の審査後、支援金の交付決定及び交付額確定通知書を郵送いたします。

支援金については通知後、速やかに指定の口座に振り込みます。

なお、申請書類等を審査した結果、書類に不備等があった場合は、追加書類等の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

<支援金に関する問い合わせ先>

○田辺市役所 商工振興課……………TEL0739-26-9970

<各行政局の問合せ先>

○龍神行政局 産業建設課……………TEL0739-78-0800

○中辺路行政局 産業建設課……………TEL0739-64-0501

○大塔行政局 産業建設課……………TEL0739-48-0301

○本宮行政局 産業建設課……………TEL0735-42-0751 (世界遺産熊野本宮館)



